

緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第69条に規定する緑地保全・緑化推進法人（以下「推進法人」という。）を指定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 推進法人の指定にあたっては、法の定めるところによるほか、同法運用指針に基づいて行うものとする。

(指定の申請)

第3条 法第69条第1項の規定により推進法人の指定を受けようとする法人は、緑地保全・緑化推進法人指定申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書等を添付するものとする。

- (1) 法人登記簿謄本
- (2) 定款
- (3) 団体の組織及び構成を記載した資料
- (4) 事業報告書及び収支決算書（過去3年間）
- (5) 事業計画書及び収支予算書（当年度）
- (6) 事業計画書（将来5年間）
- (7) 当該実務に関する業務計画書及び資金計画書
- (8) その他指定の審査に必要な資料（地方公共団体の出資又は出捐がある場合は、その状況の分かるもの）

(推進法人の指定)

第4条 市長は、法第69条に規定する指定の要件を満たしていると認めるときは、緑地保全・緑化推進法人指定書（様式2）により指定を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 法第69条第3項に規定する変更の届出は、緑地保全・緑化推進法人変更届（様式3）によるものとする。

(改善命令等)

第6条 法第72条による改善に必要な措置の命令は、緑地保全・緑化推進法人改善命令書(様式4)により行うものとする。

2 推進法人は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を緑地保全・緑化推進法人改善報告書(様式5)により、改善措置完了後すみやかに市長に報告するものとする。

(指定の取消)

第7条 法第73条第1項の規定による推進法人の指定の取り消しは、緑地保全・緑化推進法人指定取消書(様式6)により行うものとする。

(公示の方法)

第8条 法第69条第2項及び第4項並びに第73条第2項の規定による公示は、市公報に登載することにより行うものとする。

(業務の報告)

第9条 市長は、推進法人に対して事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。

(1) 前年度の推進法人の業務に係る業務報告書及び収支計算書、並びに法人の事業報告書及び収支計算書

(2) 当年度の推進法人の業務に係る業務計画書及び収支予算書、並びに法人の事業計画書及び収支予算書

2 市長は、緑地の保全及び緑化の推進上必要なときは、推進法人に対して前項各号に掲げるもの以外の書類の提出を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。